

■ 保健所一覧

(R6.4.1 現在)

保健所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管轄市町村名
東部保健所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井 14-1	0977-67-2511	0977-67-2512	別府市、杵築市、日出町
東部保健所 国東保健部	873-0504	東国東郡国東町大字安国寺 786-1 (国東総合庁舎内)	0978-72-1127	0978-72-3073	国東市、姫島村
中部保健所	875-0041	臼杵市大字臼杵字 72-34	0972-62-9171	0972-62-9173	臼杵市、津久見市
中部保健所 由布保健部	879-5421	大分郡庄内町大字柿原 337-2	097-582-0660	097-582-0691	由布市
南部保健所	876-0844	佐伯市向島 1-4-1	0972-22-0562	0972-25-0206	佐伯市
肥肥保健所	879-7131	豊後大野市三重町市場 934-2	0974-22-0162	0974-22-7580	竹田市、豊後大野市
西部保健所	877-0025	日田市田島 2-2-5	0973-23-3133	0973-23-3136	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	871-0024	中津市中央町 1-10-42	0979-22-2210	0979-22-2211	中津市、宇佐市
北部保健所 豊後高田保健部	879-0617	豊後高田市高田 39 (高田総合庁舎内)	0978-22-3165	0978-22-2684	豊後高田市
大分市保健所	870-8506	大分市荷揚町 6-1	097-536-2852	097-532-3356	大分市

◆ 監修者からのメッセージ

このパンフレットをご覧いただき、誠にありがとうございます。大分県生活衛生営業指導センターでは、地域の飲食業、宿泊業、理・美容業をはじめとする生活衛生業の皆様が安心して事業を継続できるよう、日々サポートを行っております。

事業承継は、単に経営を引き継ぐだけでなく、これまで培ってきた店舗の信用、地域社会とのつながり、従業員との信頼関係を次の世代へと受け渡す、非常に重要なプロセスです。しかし、その一方で、手続きや準備を怠ると、これまで築いてきたものが大きな危機にさらされることもあります。

今回のパンフレットでは、そのために必要な基本的な知識を分かりやすくまとめていますが、不明点やさらなるアドバイスが必要な場合は、お気軽に私たちまでご相談ください。

地域経済の発展と、皆様の事業が次世代にわたって健全に成長し続けることを、私たちは全力で応援しております。

【大分県生活衛生営業指導センター】

〒870-0023 大分市長浜町 1 丁目 12-3 今田ビル 3 階
TEL 097-537-4858 [受付時間：平日 8:30 ~ 17:00] FAX 097-533-2117
電子メール : ohitacenter@seiei.or.jp
ホームページ : <https://www.center.oita-navi.jp>

大分県 事業承継・引継ぎ支援センター

円滑な事業承継のためには、早めの対策が重要です。

国は、公的相談窓口として、全国 48 力所に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応しています。大分県内の中小企業、個人事業者の皆さまは、「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」をご利用ください。専任のスタッフが、秘密厳守でご相談を承っております。

〒870-0026 大分市金池町 3 丁目 1 番 64 号 大分県中小企業会館 5 階

TEL 097-585-5010 [受付時間：平日 9:00 ~ 17:00]

電子メール contact@oita-hikitsugi.go.jp

ホームページ : <https://www.oita-hikitsugi.go.jp>

本パンフレットに掲載している情報は、2024年12月20日時点で当センターが一般に知りうる情報に基づき作成しております。正確性については万全を期しておりますが、万が一、誤りに基づく損害および内容に基づいて被った損害について当センターは一切責任を負いませんのでご了承ください。



大分県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継 対策シート

飲食業、宿泊業、 理・美容業編

vol.6



適切な準備で円滑な承継を進めるために —おさえておきたい基礎知識—

事業承継は、次世代への経営引き継ぎにおける重要なプロセスです。適切な手続きが、将来の安定した運営に不可欠です。特に生活衛生関連業界では、業界特有の規制や衛生管理基準を正確に理解し、対応することが重要です。令和 5 年 6 月 14 日に公布された「旅館業法等の一部を改正する法律」により、令和 5 年 12 月 13 日以降、営業許可の事業譲渡が地位承継届の提出で可能となり、手続きが簡素化されました。このパンフレットでは、飲食業、宿泊業、理・美容業の経営者向けに、それぞれの業界特有の規制や必要な手続きについて解説しています。

☑ トラブル事例

事業承継を進める際、手続きの不備や準備不足が原因で発生するトラブルは決して少なくありません。事業承継時に適切な対応を怠った場合に起こりうる 2 つの事例を紹介します。

事例 1 (飲食業 A 社) : 営業許可名義変更を怠り、無許可営業が原因で営業停止処分

A 社は、長年地元で愛されている飲食店でしたが、事業承継時に営業許可の名義変更を行わずに営業を続けた結果、保健所から無許可営業とみなされ、突然の営業停止命令を受けました。お店は数週間にわたって閉鎖され、顧客を失うだけでなく、許可の再取得や罰金の支払いに時間とコストを要しました。

営業許可の名義変更は、承継後速やかに行う必要があります。これを怠ると無許可営業として行政处分の対象となり、営業継続に重大な影響を及ぼします。

事例 2 (美容サロン B) : 衛生管理不足が原因の顧客健康被害

美容サロン B では、事業承継後に衛生管理の引き継ぎが不十分だったため、器具の消毒が適切に行われておらず、顧客に皮膚感染症が発生しました。感染が広まるにつれ、サロンの評判が急落し、顧客離れとともに損害賠償の請求も受けことになりました。

理・美容業において、衛生管理は最も重要な事項の一つです。事業承継後も、器具の消毒や施設・設備の衛生管理、更には従業者の管理も含めた自主的管理体制を維持する必要があります。

これらの事例は、手続きの不備がもたらす深刻な影響を示しています。事業承継の際には、法的手続きや衛生管理、労務管理を適切に進めることができることが、事業の継続と繁栄に欠かせないポイントです。

1. 飲食業

■ 事業承継の手続きと留意点

飲食業では、食品衛生法に基づく手続きや衛生管理が非常に重要です。事業承継時には、管轄の保健所に事前相談し必要な手続等を確認しておくことが重要ですが、一般的には以下の点に特に注意して進める必要があります。

なお、事業承継に併せて、施設の増改築等を行う場合は、新規の営業許可申請が必要になる可能性がありますので、工事を始める前に保健所に相談することをお勧めします。

① 営業者の地位の承継届(施設の変更を伴わない場合)

飲食店を運営するには、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。事業承継時には、営業者の地位を承継した(譲り受けた)者は、その事実を証する書面(譲渡契約書の写し等)を添えて県知事に届け出なければなりません。これは保健所で行う手続きです。これらの手続きは、承継後、遅滞なく手続きを行わないと無許可営業となり、直ちに営業を止めなければなりません。

② 衛生管理の責任と承継後の保健所の調査

譲受人は、承継により衛生管理の責任も負うことになります。そのため、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員(食品衛生責任者を含む)の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要です。

飲食店には、食品衛生法に基づき「食品衛生責任



■ 事業承継手続きチェックリスト

項目	期 限	担 当 者	依 頼 先
1 営業者の地位の承継届	承継後、遅滞なく	新事業主	保健所
2 新規営業許可申請(施設の変更時)	事前の申請、許可後営業開始	新事業主	保健所
3 食品衛生責任者の配置	事前の配置(いない場合は速やかに配置)	新事業主	保健所
4 HACCPに沿った衛生管理の維持	承継時および継続的に	新事業主と食品衛生責任者	食品衛生管理会社、社内管理者
5 従業員の雇用契約の引き継ぎ	承継前に確認し、承継後に実施	新事業主と労務担当者	労務担当者、社内人事部
6 労働保険・社会保険の手続き	承継後速やかに	新事業主と労務担当者	社内人事部、労務士
7 税務署への届出・税務申告	承継後速やかに	新事業主または税理士	税理士

2. 宿泊業

■ 事業承継の手続きと留意点



宿泊業は、旅館業法に基づく手続きが必要で、施設の安全や衛生管理も重要です。事業承継時には、管轄の保健所に事前相談し必要な手続等を確認しておくことが重要ですが、一般的には特に以下の点に注意してください。なお、事業承継に併せて、宿泊室の増改築等を行う場合は、新規の営業許可申請が必要になる可能性がありますので、工事を始める前に保健所に相談することをお勧めします。

① 譲渡による営業承継承認申請

宿泊施設を運営するためには、旅館業法に基づく営業許可が必要です。事業譲渡により旅館業の営業を引き継ぐ場合は、事前に県知事の承認を受ける必要があります。

手続き不備の場合、無許可営業とされ行政処分の対象となります。

② 消防法に基づく防火設備の確認

宿泊業では、消防法に基づく防火設備(消火器や火災報知機など)の設置が義務付けられています。

承継後も、適切な設備の点検と維持を行います。火災時の安全を確保するために不可欠な点検です。設備が不備の場合、保険適用が拒否される可

能性があります。

③ 従業員の雇用契約と労働環境の整備

宿泊業では、従業員の労働条件や福利厚生が重要です。事業承継時には、雇用契約の確認と労働

環境の引き継ぎが必要です。承継前に確認し、承継後速やかに実施します。

労働環境が適切でない場合、従業員の大量離職や労働トラブルが発生するリスクがあります。

■ 事業承継手続きチェックリスト

項 目	期 限	担 当 者	依 頼 先
1 譲渡に係る営業承継承認申請	承継前に申請し、承認を受けること	新事業主	保健所
2 営業許可申請(施設の変更時)	営業形態変更時	新事業主	保健所
3 消防設備の点検と維持	承継時および定期的に	新事業主または施設管理担当者	消防署、施設管理担当者
4 避難経路の確保と表示確認	承継後速やかに	新事業主または施設管理担当者	消防署、施設管理担当者
5 従業員の雇用契約の引き継ぎ	承継前に確認し、承継後に実施	新事業主と労務担当者	労務担当者、社内人事部
6 労働保険・社会保険の手続き	承継後速やかに	新事業主と労務担当者	社内人事部、労務士
7 税務署への届出・税務申告	承継後速やかに	新事業主または税理士	税理士

3. 理・美容業



■ 事業承継の手続きと留意点

理・美容業では、資格や衛生管理が特に重要です。事業承継時には管轄の保健所に事前相談し必要な手続等を確認しておくことが重要ですが、一般的には以下の点に注意して進めましょう。

なお、事業承継に併せて、理・美容室の増改築等を行う場合は、新規の開設届が必要になる可能性がありますので、工事を始める前に保健所に相談することをお勧めします。

① 譲渡による理・美容所の開設者の地位承継届

理・美容業を営むには、理容師法・美容師法に基づく開設届を提出し、事前に県知事の確認検査を受ける必要があります。理・美容所の開設者の地位を承継した者は、その事実を証する書面(譲渡契約書の写し等)を添えて県知事に届け出なければなりません。これは保健所で行う手続きです。

譲受後、遅滞なく手続きを進めます。

この手続きを行わなかった場合、無届け営業となるリスクがあり、行政処分の対象となります。

② 理容師・美容師資格の確認と配置

理容師・美容師の資格を持つ者のみが施術を行うことが許されているため、従業員や経営者が資格を持っていることを確認します。また、理・美容師が常時二人以上になった場合には、「管理理・

美容師」を置かなければなりません。(管理理・美容師の条件: 3年以上業務に従事し、県知事が指定した講習会の課程を修了した者) 承継前に確認し、承継後も、従業員異動時に資格確認を行う必要があります。手続きを怠ると、無資格者による施術は法律違反となり、行政処分や営業停止のリスクがあります。

③ 衛生管理の引き継ぎ

理・美容業では、使用する器具の消毒や施術空間の衛生管理が法律で定められています。事業承継後も、消毒体制や清掃計画等日常の衛生措置をしっかりと引き継ぎます。承継後速やかに、定期的な確認を行います。

不適切な衛生管理は、顧客への健康被害や営業停止のリスクを招きます。

■ 事業承継手続きチェックリスト

項目	期 限	担 当 者	依 頼 先
1 開設者の地位承継届	承継後遅滞なく	新事業主	保健所
2 施設の条件確認	承継前に確認し、配置後に承継	新事業主または施設管理担当者	保健所
3 理容師・美容師資格の確認	承継前に確認し、資格者を配置して承継	新事業主および管理責任者	保健所
4 衛生管理(消毒・清掃)体制の引き継ぎ	承継前に確認し、承継後に実施	新事業主と衛生管理責任者	衛生管理業者、保健所
5 従業員の雇用契約の引き継ぎ	承継前に確認し、承継後に実施	新事業主と労務担当者	労務担当者、社内人事部
6 社会保険・労働保険の手続き	承継後速やかに	新事業主と労務担当者	社内人事部、労務士
7 廃棄物処理業者との契約引き継ぎ	承継後速やかに	新事業主または管理責任者	産業廃棄物処理業者
8 税務署への届出・税務申告	承継後速やかに	新事業主または税理士	税理士